

前橋市情報公開条例の改正についてパブリックコメントを実施します

総務部行政管理課

1 条例改正の趣旨

情報公開請求に対して、市長等が公開決定等を行うまでの期間のやむを得ない理由による延長等について、前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例で予定されている取扱いに合わせて、延長できる日数に上限を設け、制度を利用する皆様の利便性の向上を図ります。

2 予定している改正内容

改正項目	現 行	改正案
第9条第5項 やむを得ない理由による期間の延長	期限の定めなし	30日以内に限る

(施行予定日 令和5年4月1日)

3 意見募集の期間

令和4年9月9日(金)から令和4年10月11日(火)まで

4 意見の提出方法

① 所定の意見提出用紙に必要事項を記入してください。

② 以下のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 郵送 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 行政管理課 あて
- ・ ファクシミリ 027-224-3003
- ・ 電子メール gyoukan@city.maebashi.gunma.jp
- ・ 窓口に直接提出 市役所5階 行政管理課、
市役所2階 情報公開コーナー、
各支所、各市民サービスセンター

【問合せ先】

総務部行政管理課文書法規係
電話：027-898-6533